

横浜市
道路附属物自動車駐車場
指定管理者公募要項

令和6年5月

横浜市

道路局施設課

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市道路附属物自動車駐車場（以下「地下駐車場」という。）の指定期間が令和7年3月31日で終了することに伴い、令和7年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

地下駐車場6か所を一括で管理する指定管理者を募集します。

市内の位置については、「別紙1 地下駐車場位置図」を参照してください。

施設名称 (供用開始)	収容台数 (二輪)	形式・ 延床面積	所在地
横浜市ポートサイド地下駐車場 (平成10年6月25日)	200台	平面往復式 約8,400㎡	神奈川区栄町92番地1地先
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場 (平成15年4月22日)	200台	平面往復式 約7,600㎡	中区長者町5丁目50番地先
横浜市日本大通り地下駐車場 (平成14年4月17日)	200台	平面往復式 約7,600㎡	中区日本大通9番地先
横浜市馬車道地下駐車場 (平成11年4月26日)	200台 (25台)	昇降横行式 約10,100㎡	中区本町6丁目51番地先
横浜市福富町西公園地下駐車場 (平成9年4月1日)	184台	昇降横行式 約7,700㎡	中区福富町西通2番地先
横浜市山下町地下駐車場 (平成13年4月20日)	193台 (26台)	昇降横行式 約10,600㎡	中区山下町60番地先

横浜市馬車道地下駐車場及び横浜市山下町地下駐車場では、自動二輪車（道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車並びに同規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪を有するもの（側車付のものを除く）をいう。以下、「自動二輪車」という。）を地下部分に受け入れています。

駐車することができる自動車は以下のとおりです。なお、これらの車両でも、安全上の理由から、駐車設備に設定されているセンサー等でエラー判別された車両については、駐車を受け入れないことができるものとします。

駐車場の名称	駐車することができる自動車
横浜市ポートサイド地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市日本大通り地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市馬車道地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車

横浜市福富町西公園地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市山下町地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）

(3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「8 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市道路附属物自動車駐車場の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市道路附属物自動車駐車場条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき設置される「横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 22階

横浜市道路局施設課 担当：坂本、加藤

電話：045-671-2732 FAX：045-651-5443

E-Mail do-shisetsu@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第4条第1項に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください。）

4 地下駐車場の概要

(1) 地下駐車場の設置目的

地下駐車場は、条例及び横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則（以下「施行規則」という。）に基づき、無秩序な路上駐車による交通渋滞や交通事故防止を目的に、道路の地下空間等を有効活用した、道路附属物として設置されています。

(2) 管理運営方針

次のことを管理運営方針とします。

- ア 地下駐車場の安定した運営
- イ 効率的かつ満足度の高い安定的なサービスの提供
- ウ 地下駐車場の出入口付近及び場内・場外を含む周辺交通や歩行者通行の安全確保
- エ 利用者の安全に配慮した施設等の維持管理
- オ 横浜市の施策に十分配慮した地下駐車場の運営

(3) 地下駐車場の概要

管理運営を行う地下駐車場の概要については、公募要項に附属する「別紙1 地下駐車場位置図」及び「別紙2～7 各駐車場概要」を参照してください。

(4) 主な業務内容

- ア 地下駐車場の運営管理業務
 - (ア) 昇降横行式及び平面往復式地下駐車場設備機器の操作・運転・安全確認
 - (イ) 地下駐車場内、場外における安全かつ効率的な車両案内、待機車の整理
 - (ウ) 車両の入出庫時の歩行者等の安全確保

- (エ) 定期駐車券・回数駐車券の販売など、円滑な利用の促進
 - (オ) 地下駐車場の地上施設及び附属設備・機器の落書き・いたずら防止
 - (カ) 地下駐車場料金の精算
 - (キ) 地下駐車場の利用料金の減免
 - (ク) 駐車券などのチケット類、釣銭の補充・回収
 - (ケ) 利用者等とのトラブル防止
 - (コ) 災害、事故・苦情への対応
 - (サ) 地下駐車場内に7日を超えて駐車している車両への警告等
 - (シ) 駐車設備の電気料金を含む、光熱水費等の支払い
 - (ス) 業務報告
 - (セ) その他、利用者に考慮した適切な地下駐車場の管理・運営に関すること
- イ 地下駐車場の維持管理業務
- (ア) 地下駐車場機器（昇降横行式、平面往復式）及び附属するエレベーターの維持管理（日常的なもの）
 - (イ) 管理対象となる設備機器の日常清掃、点検、修繕、交換（修繕及び交換の対象には、故意・過失を問わず、原因者が不明な破損や経年劣化による破損を含む）
 - (ウ) 管理対象内の照明装置の管球品の交換
 - (エ) 管理対象内のごみの集積、運搬、廃棄
 - (オ) 日常・定期・臨時清掃の実施（トイレや待合室、通路・階段、窓、ガラリ）
 - (カ) 拾得物の回収、道路局への報告、引継ぎ
 - (キ) 研修の実施及び結果報告（人権研修、個人情報保護研修、地震や津波時の防災訓練及び防
潮板設置訓練、消防訓練、駐車設備操作研修、普通救命講習その他横浜市が指定する内容）
 - (ク) 警備業務、機械警備の利用状況報告（各警備会社との契約を含む）
- ウ 地下駐車場の経営管理業務
- (ア) 事業計画書（各年度）の作成
 - (イ) 事業報告書（各年度）の作成
 - (ウ) 月次報告書の作成
 - (エ) 業務日報の作成
 - (オ) 利用料金収入のジャーナル等による月次内訳の報告
 - (カ) 利用の促進に関する業務
 - (キ) 関係機関との連絡調整業務
 - (ク) 指定期間終了時の引継ぎ業務
 - (ケ) 関連する工事との調整
- ※(ア)及び(イ)については、横浜市ホームページに公表します。
- エ 利用者サービスの向上・利用促進
- 駐車場の利便性向上について、設置目的に照らし、指定管理者の財源と責任のもと、利用者サービスの向上・利用促進策に努めるものとします。

5 管理基準

(1) 役割分担及び費用分担

- ア 指定管理者が設置したものの維持管理は、指定管理者が行います。
- イ 料金精算機等は令和6年7月以降発行の新札には対応していません。
また、料金精算機等に設置しているクレジットカード・交通系ICカードによる精算機能及び一部の令和3年11月以降発行の500円硬貨の対応ユニットは現指定管理者設置のものであり、令和7年3月31日までに撤去されます。

そのため、キャッシュレス決済及び現在、広く流通している硬貨又は紙幣、指定管理期間中に新たな硬貨又は紙幣が発行された場合の対応について提案してください。

ウ 事務処理用品や運営に必要な備品類（パソコン、プリンター、サプライ、ロープ、カラーコーン、雪かき用スコップ、AEDなど、地下駐車場の管理上必要なもの）のほか、Vベルト・ロールフィルター、LEDを含む管球類は、すべて指定管理者が用意してください。

※「別紙8 備品等一覧」参照

エ 横浜市の施設・設備に関する役割及び費用分担は以下のとおりです。不測の事項が生じた場合は、個別協議となります。

維持管理の範囲		市の施設・設備に関する役割及び費用分担		
		保守・点検・消耗部品交換	日常管理（機械操作、日常点検、監視業務、保守点検業者への連絡、1件100万円（消費税を含む）未満の修繕・修理等）	1件100万円（消費税を含む）以上の修繕・修理、更新
躯体	地上部の構造物（給排気口、乗降用エレベーター、階段等の棟屋）、出入口建屋	—		
	地下駐車場の構造物（柱、天井、壁、床スラブ、床スラブに組み込まれたループコイル）	—	指定管理者	横浜市
地下駐車場設備	① 駐車設備（昇降横行装置、平面往復式、中央監視システム）	横浜市		
	② 消防設備、自家用発電機（燃料含む）、直流電源装置、受変電設備 ※電気主任技術者・防火管理者・危険物取扱者の設置を含む			
	③ 管制装置（発券機・精算機）、高さ制限確認装置、場内監視カメラ、出庫表示、満空表示灯、自動扉	指定管理者		
	④ 地下駐車場の安全な運営に必要なもの（アスファルト又は床塗装（車いす用区画塗装を含む）、場内ラインやサイン、ゲートバー、車止め、コーナーガード、ポール、）		指定管理者	横浜市
	⑤ 地下駐車場に附属するエレベーター ※の定期点検・修繕	横浜市		
	⑥ 建物の設備に係るもの（消火設備、換気装置、警報装置、照明装置、管理用シャッター、空調設備、貯水槽、汚水槽、その他建物設備に係る配管・設備等）※		指定管理者	
	⑦ 電気自動車等の充電設備	横浜市		

※建築基準法12条点検は横浜市で実施します。

(2) 休場日及び入出場取扱い時間

休場日及び入出場取扱い時間は施行規則第2条第1項で定められています。

《参考：施行規則 別表第1(第2条第1項)》

駐車場の名称	休場日	入場時間	出庫時間
横浜市ポートサイド地下駐車場	—	午前6時から 午後12時まで	午前6時から 午後12時まで
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	—	終日	終日
横浜市日本大通り地下駐車場	—	終日	終日
横浜市馬車道地下駐車場	—	終日	終日
横浜市福富町西公園地下駐車場	—	終日	終日
横浜市山下町地下駐車場	—	終日	終日

(3) 係員等の配置

地下駐車場利用者の安全確保と地下駐車場の円滑かつ効率的な運用を図るため、必要に応じた適切な人員（所長級、副所長級、係員等）を確保し、配置するものとします。駐車場ごとに、配置時間及び配置者の資格や人数について提案していただき、横浜市と協議の上、決定します。その他、周辺施設等が開催するイベントや繁忙期等により、混雑が見込まれる場合のスポット配置については、柔軟な対応を行うものとします。

なお、指定期間が開始され、概ね半年程度経過した後に、指定管理者は、実績を踏まえた合理的な根拠を示した上で、配置時間、配置人数の変更案を提案することができます。その後も、実績を踏まえた合理的な根拠を示した上で、変更案を提案することができます。

(4) 有資格者の選任

横浜市火災予防条例第69条第2項（防火管理者）に基づいた甲種防火管理者を選任し、従事してください。また、選任した甲種防火管理者を変更する場合には、横浜市で確認の上、所轄消防署長へ届出（解任・変更）を提出してください。

なお、選任に伴って実施すべき業務が発生しますので、消防計画を提案していただき、横浜市と協議の上、決定します。

また、自家用発電機の燃料について、危険物取扱者（乙種）を選任し、派遣できる体制としてください。電気工作物についても主任技術者を選任し、維持・管理してください。

(5) 場内エレベーターの管理

エレベーター内において、病人や閉じ込め事故が発生した場合、速やかに監視モニターで内部の状況確認を行うとともに、必要な対応（メーカーへの緊急連絡、利用者への声掛けなど）を行ってください。

また、利用者からの緊急連絡を受けた場合は、速やかに応答し、丁寧な対応をしてください。

(6) 清掃範囲

場内の通路・階段、エレベーター、ガラリー、トイレなど、地下駐車場を快適に利用いただけるよう、定期的な整理整頓・清掃に努め、適切な管理を行うこととします。その他、貯水槽や汚水槽については、定期清掃及び法定点検を含む適切な管理を行うようにしてください。

また、イベント等に伴う対応（臨時清掃）のほか、横浜市の指示する清掃等も行うこととします。

(7) 隣接施設

ア 横浜市福富町西公園地下駐車場

公園の地下に設置されており、公園の管理は中土木事務所で行いますが、公園内施設等の破損や不具合、利用者からの苦情等が確認できた際には、速やかに中土木事務所及び道路局施設課へ連絡を入れるとともに、被害が拡大しないための措置を実施してください。

イ 横浜市馬車道地下駐車場

出入庫路が隣接する施設の駐車場と車路を共用していますので、一般利用者への案内・周知のほか、必要に応じて隣接施設との協議を行ってください。万が一、誤進入に起因するトラブルが発生した場合も適切な対応を行うようにしてください。

(8) 横浜市防災計画

横浜市防災計画に基づき、浸水想定区域内（大岡川）に所在する地下施設については、水防法第15条の2に基づき、必要書類の作成と消防署への提出が義務付けられています。

必要な書類は指定管理者にて作成していただき、横浜市と協議の上、決定します。横浜市で確認の上、所轄消防署へ提出してください。

大雨や台風による水害の危険性が高まる状況においては、的確に情報収集を行い利用者及び従業員の避難誘導を行ってください。

対象施設	横浜市福富町西公園 地下駐車場	横浜市日本大通り 地下駐車場	横浜市伊勢佐木長者町 地下駐車場
------	--------------------	-------------------	---------------------

(9) その他

ア 全停電及び建築基準法12条点検

全停電とする電気設備年次法定点検の実施が年1回必要ですので、地下駐車場ごとに異なりますが、概ね8月～翌年1月の期間中に1箇所ずつ実施してください。

また、建築基準法に基づく点検については横浜市で実施するため、その場合、横浜市の業務に協力するものとします。

イ 電気自動車用充電器

横浜市ポートサイド地下駐車場及び横浜市馬車道地下駐車場には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車用の充電器を設置・運用しています。指定管理者は、利用者への対応のほか、電気料金を負担するものとします。

ウ ポートサイド歩道橋（横浜市ポートサイド地下駐車場）

ポートサイド歩道橋に設置されているエレベーター（1・2号機）は、地下駐車場に接続されているため、地下駐車場の営業時間に合わせて停止階の切り替えを行うこととします。切り替え際には、別途指示する監視室へ連絡を入れてください。

エ 監視カメラの開示

警察や検察等捜査機関の照会による監視カメラの開示要求があった場合、指定管理者は開示又は非開示を決定し対応するものとします。開示にあたっては運用要領等を定め、横浜市の承諾を得るものとします。個人情報保護に関する法律、横浜市個人情報保護に関する条例、横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン等に基づいて対応してください。開示状況について、横浜市へ報告するものとします。

オ トイレ等の使用

地下駐車場のトイレ及びエレベーターについては、地下駐車場利用者以外の方も利用します。

6 利用料金、収入等

(1) 指定管理者の収入と横浜市への納付金

ア 指定管理者の収入

地下駐車場の利用に係わる料金（以下、「利用料金」という。）及び自動販売機設置による収入を指定管理者の収入とし、その収入を駐車場の管理運営に要する費用に充ててください。指定管理料の支払いはしませんので、上記の収入のみで管理運営を行ってください。

イ 横浜市への納付金

各年度の利用料金及び自動販売機設置による収入の見込額から、駐車場の管理運営に要する費用を差し引いた額を最低保証額として横浜市に納付するものとします。

また、収入見込額を上回る収入があった場合は、超過分の50%に相当する額（千円未満の端数は切り捨て）を横浜市へ納付してください。

最低保証額については、指定期間（令和7年度～令和9年度）の合計金額が268,000,000円（消費税込）以上となる金額を提案してください。各年度の納付額は、横浜市と指定管理者が締結する年度協定（「9-(1)参照」）により確定します。なお、各年度の納付額の半額を毎年10月末までに、残金から利用者が横浜市販売の回数駐車券をその年度内に利用した利用相当額を差し引いた額を翌年度の5月末までに納付するものとします。

ウ 収入金額の管理

収入金額の管理にあたっては、他の事業等で利用する口座とは別に専用口座を設け、混在しないよう切り分けた形で管理を行ってください

(2) 利用料金

ア 利用料金の設定

地下駐車場の利用料金及び定期駐車券は、条例において定められた上限料金額の範囲内で地下駐車場ごとに提案していただき、横浜市と協議の上、決定します。

価格水準については、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとし、その他、案内サインの増設や表示の変更も含め、指定管理者のノウハウを活かした提案をすることができます。なお、案内サイン等の設置は、横浜市屋外広告物条例を遵守してください。

料金区分		利用料金
一般料金	横浜市ポートサイド地下駐車場	駐車時間30分までごとに315円
	横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	駐車時間30分までごとに400円
	横浜市日本大通り地下駐車場	駐車時間30分までごとに600円
	横浜市馬車道地下駐車場	駐車時間30分までごとに350円
	横浜市福富町西公園地下駐車場	駐車時間30分までごとに310円
	横浜市山下町地下駐車場	駐車時間30分までごとに500円
回数駐車券料金		券面額の総額2,200円を2,000円
		券面額の総額3,300円を3,000円
		券面額の総額5,500円を5,000円
		券面額の総額6,600円を6,000円
		券面額の総額11,500円を10,000円
		券面額の総額24,000円を20,000円
		券面額の総額62,500円を50,000円
定期駐車券料金	1箇月 34,500円	

自動二輪車に係る利用料金

名称	利用料金
横浜市馬車道地下駐車場	駐車時間30分までごとに50円。ただし、1回の利用につき合計額が800円を超えるときは、800円
横浜市山下町地下駐車場	

イ 利用料金の減免

施行規則に基づき、駐車料金の減免措置を行うこととします。

ウ 減免処理方法

原則、各地下駐車場に設置されている認証機を用いて処理することとします。実際の運用方法については、提案に基づき、横浜市と協議の上、決定します。

(3) 費用分担

ア 電気料金

全額を負担していただきます。

イ その他料金（水道料金、通信費、廃棄物処理に係る費用）

全額を負担していただきます。

ウ 監視室の扱い

既設の係員・操作員の監視室及び控室を利用する場合は、指定管理者の費用負担で室内及び装備品の費用負担、日常管理を行うものとします。

エ 駐車設備の故障等による運転停止

6 地下駐車場の駐車設備が故障や経年劣化による安全上の理由に伴って運転停止が発生した場合、収入減や利用者等に対する補償、サービスとしての現金給付等について、横浜市は指定管理者に対して補償をいたしません。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途、協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議) ※1
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○

組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用※2		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	上記以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (本公募要領「5 管理基準(1) 役割分担及び費用分担」の項目)			○ (分担表による)
利用者等の損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○	

※1 分担の割合を含めた協議とします。したがって、市又は指定管理者のいずれか一方が全額を負担する場合があります。

※2 ①選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用

②弁護士等の専門家への相談に要する費用

※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等

経年劣化による大規模な修繕工事が必要となり横浜市が設備の停止を判断した場合は、合理的根拠をもって納付額を定める年度協定の変更を協議するものとします。

(5) 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の納付金に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

(6) 回数駐車券の取扱

指定管理者は、条例第7条第2項の規定に基づき、市長の承認を得た上で指定期間を最長有効期限とした回数駐車券を発行することができます。発行にあたっては、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）を遵守してください。

なお、横浜市が令和2年3月31日までに販売した回数駐車券は有効期限がないため、利用相当額について、市への納付金から差し引く形で精算をします。また、前指定管理者が販売した有効期限のない回数駐車券は、前指定管理者と指定管理者間で利用相当額について双方で精算するものとします。

(7) 定期駐車券の取扱

指定管理者は、条例第7条第2項の規定に基づき、市長の承認を得た上で定期駐車券を発行することができます。なお、定期駐車券利用にあたっては、駐車位置の固定や混雑時等における優先入庫の取扱は行わないでください。また、自動車保管場所使用承認証明書は交付できないものとします。

なお、令和7年4月1日以降の有効期限の定期駐車券利用者については有効期限まで利用できるものとします。これに伴う前指定管理者と指定管理者間での精算は行いません。

(8) 自動販売機の設置

地下駐車場に清涼飲料水等自動販売機の設置を提案することができます。

ただし、地下駐車場は道路区域のため、自動販売機を設置する場合は道路法に基づき道路管理者の許可が必要となります。

許可を受けた場合、「6(1)ウ 横浜市への納付金」とは別に、道路占用料を横浜市に納付してください。

なお、自動販売機設置による収入については、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

現在設置している自動販売機については、令和7年3月31日までに撤去する予定です。

(9) その他

ア 駐車場の事務所を他の業務を行うための事務所とすることは禁止します。

イ 地下駐車場の管理運営や利用促進等の広報について、提案することができます。

実施にあたっては、横浜市と協議の上、決定します。

7 業務実施上の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

《主な関連法令》

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 駐車場法（昭和32年法律第106号）、同施行令（昭和32年政令第340号）、同施行規則（平成12年運輸省・建設省令第12号）

ウ 道路法（昭和27年法律第180号）、同条施行令（昭和27年12月政令第479号）、同施行規則（昭和27年建設省第25号）

エ 横浜市道路附属物自動車駐車場条例（令和元年6月横浜市条例第4号）、同施行規則（令和元年9月横浜市規則第20号）

オ 横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行細則

カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

キ 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第38号）

ク 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第51号）

- ケ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- コ 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- サ 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- シ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ス 警備業法（昭和47年法律第117号）
- セ その他関連する法令

(2) 業務の基準・評価について

ア 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

イ 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

ウ 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の業務としています。

地下駐車場の指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の2年目とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

エ 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市では、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合は、横浜市は地方自治法第244条の2第11号に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

(3) その他

ア 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

イ 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

ウ 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- (イ) 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- (ウ) 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

エ 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

オ 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に地下駐車場を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、必要に応じて利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

カ 事業の継続が困難となった場合の措置

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

(イ) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします

キ 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

ク 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

ケ 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告

します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」を参考に行います。

コ 災害等発生時の対応

災害発生時には、状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

サ 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

シ 道路占用許可

横浜市は、指定管理者の管理する範囲において、道路占用許可を行う場合がありますが、その場合、指定管理者は横浜市に協力するものとします。

ス 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成24年4月1日）に伴い、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用等を取り消すことができるとしています。指定管理者は、当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

セ 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心企業振興基本条例（平成22年3月条例第9号）により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

ソ 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となる団体（共同事業体においては各構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について、確認できる書類を提出していただく必要があります。

タ ウェブサイトについて

(ア) 掲載すべき情報

指定管理者が地下駐車場のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

a 指定管理者名

b 地下駐車場の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

(イ) セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

チ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供を行うこととします。

ツ その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

テ その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

8 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募の公表	令和6年5月28日（火）
イ 公募要項の公開	令和6年5月31日（金）
ウ 現地調査	令和6年6月12日（水）から令和6年6月19日（水）まで
エ 事前説明会	令和6年6月24日（月）
オ 事前登録手続き	令和6年7月1日（月）から令和6年7月5日（金）まで
カ 公募要項に関する質問受付	令和6年7月8日（月）から令和6年7月12日（金）まで
キ 公募要項に関する質問回答	令和6年7月17日（水） 17時頃を予定
ク 応募書類の受付期間	令和6年7月24日（水）から令和6年7月26日（金）まで
ケ 面接審査・選定	令和6年8月下旬（予定）
コ 選定結果の通知・公表	令和6年9月上旬（予定）
サ 指定管理者の指定	令和6年12月下旬（予定）
シ 指定管理者との協定締結	令和7年2月上旬（予定）

(2) 公募手続きについて

ア 公募の公表

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の公開

(ア) 公開日 令和6年5月31日（金）

(イ) 配布方法 次のウェブページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/koubolst.html>

ウ 現地調査

地下駐車場の現地調査については、令和6年6月12日（水）から令和6年6月19日（水）までの間に、各事業者で実施していただきますが、希望する調査日の3日前までに、横浜市へ事前連絡をするものとしします。なお、地下駐車場によっては、実施日、実施時間、入場又は調査ができる場所に制約がある場合があります。

（事前連絡先）

〒231-0016 横浜市中区本町6-50-10 22階

横浜市道路局施設課 担当：坂本、加藤

電話：045-671-2732 FAX：045-651-5443

E-Mail do-shisetsu@city.yokohama.jp

エ 事前説明会

道路附属物自動車駐車場の指定管理に係る説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。また、希望があれば横浜市馬車道地下駐車場をご案内します。

(ア) 開催日

令和6年6月24日（月）

(イ) 会場

横浜市役所22階 共用会議室22-S02（中区本町6-50-10）

(ウ) 参加人数

各団体2名以内とします。

(エ) 申し込み方法

参加を希望される団体は、令和6年6月20日（木）17時までに、「ウ 現地調査」の（事前連絡先）までE-mail又はFAXで「横浜市道路附属物自動車駐車場事前説明会申込書」（様式12）を送付してください。

オ 事前登録手続き

道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募にあたり、事前登録手続きを応募の必須条件とします。手続きにあたり、以下の書類を手続き期間内に提出をお願いします。

(ア) 手続き期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月5日（金）17時まで

(イ) 事前提出書類

- ・指定申請書（別記様式（第5条第1項））
- ・駐車場の管理運営に関する業務の実績報告書（様式3）
- ・団体の概要（様式4）
- ・役員等氏名一覧表（様式5）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）
- ・欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）
- ・横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）
- ・法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8）
- ・「指定管理者の応募関係書類（表紙）」のコピーに該当する書類

(ウ) 提出方法

道路局施設課担当までご持参ください

カ 公募要項に関する質問受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年7月12日（金）17時まで

(イ) 受付方法

E-mail又はFAXで「質問書」（様式11）を「ウ 現地調査」の（事前連絡先）まで送付してください。

なお、電話での問い合わせは応じかねますのであらかじめご了承ください。

キ 質問への回答

回答方法：令和6年7月17日（水）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/koubolst.html>

ク 応募書類の受付期間

(ア) 応募書類

「8（5）応募手続き」を参照

(イ) 受付期間

令和6年7月24日（水）午前9時から令和6年7月26日（金）17時まで

(ウ) 受付方法

道路局施設課担当までご持参ください

(3) 審査及び選定の手続き

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。

面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方を含め、合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏名	備考
栗田 るみ	公益財団法人 横浜市観光協会 専務理事
小早川 悟	日本大学理工学部交通システム工学科 教授
白石 美奈子	神奈川県弁護士会
田中 淳	日本公認会計士協会神奈川県会
吉岡 耀子	交通・環境ジャーナリスト

ウ 会議の公開

面接審査は非公開で行います。

エ 評価基準項目

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	・団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	30
(2) 財務の状況	・団体の財務状況は健全か、継続的な運営が可能か	
2 職員配置・育成		
業務従事者の確保、配置及び育成	・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・誘導員、機械操作者、現場責任者、有資格者等にそれぞれの職務に応じた適切な教育・研修が実施されるか	20
3 施設の管理運営		
(1) 躯体及び設備の維持保全並びに管理	・指定管理者が管理する設備の保守点検業務、清掃業務、警備業務等について適切に実施されるか。 ・故障発生リスクの低減に資する取組があるか。	90
(2) 修繕等への取組	・施設の安全確保の観点から、適切かつ過不足のない修繕計画となっているか。	
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	・事件、事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	
(4) 自然災害発生等に対する危機管理	・様々な自然災害発生等に対する事前の対策や体制が示されているか。 ・避難誘導訓練等が実施されるか。	
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	・利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、横浜市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	
4 事業の企画・実施		
(1) 利用料金の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な利用料金(周辺の駐車場と均衡を失しない)設定がなされているか。 ・減免処理方法は円滑かつ適切なものか。 	40
(2) 利用者サービスの向上・利用促進策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上、利用促進に向けた具体的対策が提案されており、かつ施設の現況を考慮し実現性があるか。 	
5 収支計画及び最低保証額		
(1) 利用料金等収入増への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等の収入見込みが適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。 	120
(2) 最低保証額	<ul style="list-style-type: none"> ・収入予算が適切であり、効率的な経費の執行による適切な最低保証額となっているか。 	
(3) 施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。 	
(評価項目1～5合計)		300
6 加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか※	市内中小企業等への該当	15
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体 ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 	15
(3) 当期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	管理運営実績が良好であるか。	+30 ～ -15
合計		360

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点(加減点項目を除く評価基準項目の合計300点満点の6割以上)を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された

申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認のうえ、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過や結果は、横浜市ウェブページへの掲載等により公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/douro/parking/koubolst.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に指定管理者を指定します。(令和6年12月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「9 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本5部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた6部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（別記様式（第5条第1項））（横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則）

イ 事業計画書（様式1） ※様式ごとにページ数に制限がありますので遵守してください。

ウ 収支予算書（総括）兼最低保証額提案書（様式2）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

オ 駐車場の管理運営に関する業務実績報告書（様式3）

カ 団体の概要（様式4）

キ 役員等氏名一覧表（様式5）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書^{*1}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報が見えるもの。）

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

シ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。

ス 税務署発行の納税証明書「その3の3」^{*1,2}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）^{*2}

応募時点で、横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。

なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度、横浜市の納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類^{*3}

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類^{*3}

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{*3}

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要が分かるもの

ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式13）及び障害者雇用数計算表（様式13-2）

評価基準項目に規定する加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式13に加えて障害者雇用数計算表（様式13-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

- ※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。
- ※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式8)」を提出してください。
- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式9）を提出してください。

【注意事項】

- ・ 共同事業体として応募する場合は、上記アからオまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の2点をカに添付してください。
 - カー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式4-2）
 - カー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式4-3）
- ・ 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の書類をカに添付してください。
 - カー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式4-4）
- ・ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

過去3年において、時間貸駐車場の管理運営に関する業務実績を有する、法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されてい

ること

- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) 当該共同事業体の構成団体が地下駐車場の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が地下駐車場の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず、接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたっては、応募団体（共同事業体にあたっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 地下駐車場現地調査及び事前説明会の代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却はしません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式10）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要になる費用は、団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

9 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、納付金の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書

類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、地下駐車場に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

※指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。